

平成27年12月10日

「平成28年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 木村 恵 司
(三菱地所(株)会長)

- ・ 本日決定された「平成28年度税制改正大綱」では、新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長、居住用財産の買換え・売却に伴う特例の延長、国家戦略特区税制の延長等、良質な住宅ストックの形成や、都市の国際競争力強化に不可欠な税制について、当協会の主要な要望が認められ評価している。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
- ・ 住宅市場に係る対策については、これまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえ、必要な対応を検討することとなったので、住宅が内需の牽引役としての役割を果たせるよう、機動的な対応が講じられることを期待している。
- ・ また、今後とも、住宅投資の波及効果に鑑み、住宅市場の動向を幅広い観点から注視することとなったが、国民生活の基盤である住宅について、消費税率の引上げに左右されない安定的な負担軽減を図れるようお願いしたい。
- ・ 今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、魅力的な都市づくりや質の高い住宅の供給を通じ、経済の持続的成長と真に豊かさを実感でき、将来に希望が持てる社会の実現に貢献して参りたい。

以 上